

運動・スポーツ習慣化促進業務委託

仕様書

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、名護市が発注する「運動・スポーツ習慣化促進業務委託」に適用する。

(業務名)

第2条 業務名は「運動・スポーツ習慣化促進業務委託」（以下「本業務」という。）とする。

(履行期間)

第3条 本業務の履行期間は、契約締結日から令和8年3月6日（金）までとする。

(業務の目的)

第4条 令和6年度に策定した今後のスポーツ推進の方向性を示す「第2次名護市スポーツ推進計画」では、価値創造・つながりによる「スポーツのまち・なご」の実現を基本理念としている。基本理念の実現に向けて、スポーツを通し、ひととまちの多様な在り方を認め合い、つながりによる、スポーツの価値を創り出すことを目指している。基本理念の下には、5つの基本方針に横断的取組みの中で、「基本方針1 スポーツに気軽にふれあえる機会の創出」、「基本方針3 スポーツを通じた健康増進と互いに尊重しあえる社会の実現」に基づき施策展開を計画している。今回、その一つとして地域住民の健康増進と運動・スポーツ習慣の定着を図ることを目的に、以下の内容を実施する。

- (1) 健康測定・運動プログラムの実施
- (2) 企業向け運動プログラムの提供
- (3) 部活動の地域展開に向けた研究
- (4) アンケート調査の実施及びデータの分析・評価
- (5) その他本市のスポーツ推進に資する取組み

(法令・上位計画等の遵守)

第5条 本業務は、本仕様書に定めるもののほか、次の各号に掲げる関係法令等に即して業務を遂行しなければならない。

- (1) 契約書
- (2) 第2次名護市スポーツ推進計画
- (3) その他関係法令・関連計画

(書類の提出)

第6条 本業務の履行にあたっては、受託者は次の各号に掲げる書類を遅滞なく提出しなければならない。

- (1)着手時：着手届、工程表、業務計画表、業務執行体制表
- (2)完了時：完了報告書、納品書、業務成果引渡書、成果品、打ち合わせ記録簿

(協議及び協議解決)

第7条 本業務が円滑に実施されるよう、業務の進捗状況や業務内容に関する打ち合わせを適宜実施し、十分な連絡調整を図るものとする。また、本業務の実施に際して疑義が生じた場合は、名護市と協議するものとする。

(成果品の検査)

第8条 受託者は、本仕様書等に定められた業務を行い、成果品の検査に合格したときに業務は完了するものとするが、業務完了後において過誤等があった場合は、直ちにこれを訂正するものとする。

(受託者の責務)

第9条 受託者は、当該業務を履行するにあたり、第4条の業務の目的及び次の各号に掲げる事を遵守する。

- (1)受託者は、誠実を旨として業務にあたらなければならない。
- (2)受託者は、本業務により知り得た事項について、守秘義務が発生することを原則とし、名護市の承諾を得ないで他の目的に利用してはならない。
- (3)本業務中に、地元住民・企業等の関係者から業務に関して、異議があった場合、速やかに名護市と協議しなければならない。
- (4)受託者は、本業務の実施にあたり管理者を定め、業務全般にわたり業務の管理を行わなければならない。

(5)受託者は、業務のために必要な関係官庁の手続きとその他関係者に対して、常に密な連絡を取ると共に十分な協議を行い、円滑な業務の進捗を期さなければならぬ。

(6)受託者は契約遂行に必要な関係資料の貸与を申し出ることができる。

第2章 業務内容

(業務内容)

第10条 業務内容は、次項から第4項までに定める業務とし、受託者の提案内容に基づき、名護市と受託者との協議により業務内容を最終決定とする。

2 受託者は、次の内容を踏まえ、企画提案を行うものとする。

(1) 令和6年度に策定した「第2次名護市スポーツ推進計画」に基づいた内容を実施すること。

(2) 本市スポーツ推進の理解醸成、運動・健康習慣化の意欲喚起に向けた内容であること。

3 受託者は、前項、次の取組内容を踏まえ、企画提案を行うものとする。市内運動・スポーツイベントは別紙のとおり。

(1) 健康測定・運動プログラムの実施

達成目標：5回以上実施 250人以上参加

①スポーツをする子供がいる親層の取り込み

ア 市内で開催される子ども向け運動イベントと連携した運動に関する教育セミナーの企画設計、広報、実施

イ 親子運動プログラムの企画設計、広報、実施

②イベント併設運動プログラムの提供

市内で開催される運動・スポーツイベントと連携した市民、または働く世代の運動習慣プログラムの企画設計、広報、実施

(2) 企業向け運動プログラムの提供

達成目標：4回以上実施 10人以上参加

企業社員向けの運動習慣プログラムの企画設計、実施

(3) 部活動の地域展開に向けた研究

他市町村の事例、地域展開に向けた課題整理等

(4) その他本市のスポーツ推進に資する取組み（独自提案）

(5) アンケート調査の実施及びデータ分析・評価

健康測定・運動プログラム参加者を対象にアンケート調査データの評価分析を行なうこと。

- (6) 市で設置する実行委員会等への支援（3回程度）
- (7) 契約後14日以内に業務計画書を作成し、名護市に提出するものとする。また広報については、業務計画書を提出後、速やかに着手するものとする。

4 積算見積について

- (1) 各経費については、単価、数量、内訳等の見積条件を明記し、業務実施にあたっての一切の費用を積算すること。
- (2) 各経費は税抜き価格とし、各経費の総額に消費税率を掛けて総事業費を記載すること。
- (3) 積算の費目については、以下の内容で提出すること。

項目	小項目	内容
1. 直接人件費 (制作費含む)		本業務に従事する者の作業時間に対する人件費
2. 直接経費	(1)補助員人件費	本業務を実施するために必要な補助員（派遣・アルバイト等）に係る経費
	(2)謝金	本業務を行うために必要な謝金（講演等に参加した外部専門家等に対する謝金）
	(3)会議費	本業務を行うために必要な会議、講演会等に要する経費（会場借用料、機材借用料等） ※実施主体間の会議に使用する会議室の使用料は計上できない。
	(4)備品費 (賃料等)	本業務を行うために必要な機器やソフトウェア等は、リース又はレンタル、あるいはサービス利用料金等に要する経費 (ただし、本業務のみに使用されることが確認できるもの)
	(5)通信運搬費	本業務を実施するために必要な通信・電話料及び機器等運送に要する経費 (ただし、本業務のみに使用されることが確認できるもの)

	(6)印刷製本費	本業務で使用するパンフレット・リーフレット等の印刷製本に関する経費
	(7)消耗品費	本業務を行うために必要な物品であって備品費に属さないものの購入に要する経費 (ただし、本業務のみに使用されることが確認できるもの)
	(8)その他必要経費	内訳等を明らかにすること

項目	内容
3. 再委託費・外注費	実施主体が直接実施することができないもの又は適切でないものについて、他の事業者に再委託するために必要な経費（他の経費項目に含まれるものを除く）
4. 一般管理費	「1. 直接人件費」＋「2. 直接経費」の100分の10以内とすること

(一括再委託の禁止等)

第11条 契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ名護市が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

2 再委託の相手方の制限

名護市の指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(業務の実施状況の報告等)

第12条 名護市から業務の進捗状況について問い合わせがあった場合には報告を行うこと。

2 業務完了時に、実際に要しなかった経費があるときは、相当の委託料を減額するものとする。

(瑕疵担保責任)

第13条 名護市への引き渡し日から起算して1年の間、成果品に瑕疵があるときは、受託者は無償で当該成果品の補修を行うこと。

(著作権・特許権)

第14条 本業務委託により得られた成果品の著作権及び所有権は、名護市に帰属するものとする。ただし、当業務委託で得られた成果品において、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理するものとする。

(留意事項)

第15条 前条に記載した各業務内容を適切かつ円滑に実施するために、受託者は、名護市と随時協議を行い、その指示に従うものとする。また、関係各社や関係機関と十分な協議・調整等を行うものとする。

- 2 本仕様書に定める事項について生じた疑義又は本仕様書に定めのない事項については、名護市と受託事業者双方で協議して解決する。
- 3 業務委託に係る経費については、経理関係書類を整理して、他の経理と明確区分して記載し、委託費の用途を明らかにしておくこと
- 4 委託費の支出内容を証する経理書類について、業務委託の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供することができるよう保存しておくこと
- 5 受託者は、業務実施上、知り得た事業者の情報について、公にされている事項を除き、将来にわたって自ら利用し、他に漏らしてはならない。
- 6 受託者は、個人情報を取り扱う事務を行う場合には、その取扱いについて、名護市個人情報保護条例(平成13年12月20日条例第28号)に基づき、遵守しなければならない。

第3章 成果品

(成果品)

第16条 本業務において提出する成果品は、以下のとおりとする。業務完了後は、令和8年3月6日(金)までに受託内容の報告及び成果品に委託費の支出内容を証する経理書類を添えて名護市まで提出すること。

(1)実施計画企画書(最終版)

(2)業務完了報告書 本業務の報告書2部

(3)上記成果物に係る全ての電子データ（HDD等の電子媒体）

(4)その他名護市が指示する資料等

第4章 その他

（その他留意事項）

第17条 第1章から第3章までに定めるもののほか、以下の各号に定める内容に留意し、円滑に本業務を行うこと。

(1)本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないよう十分注意すること。

(2)当業務委託に係る全ての成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、名護市に帰属するものとする。

受託者は、当業務の実施のために必要な、受託者が従前より有する著作権、あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用に当たり、支障のないよう書面により確認しなければならない。特に書面で報告が無い場合は、受託者は問題がないことと認識し、以後何らかの問題が発生した場合は受託者の責任により対処すること。

(3)本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、又は、本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、その都度、名護市と協議の上、その指示に従い業務を進めること。

(別紙)

市内運動・スポーツ等イベント 一覧

※令和7年8月末現在、市で把握している市主催・後援・協力等のイベント。
民間イベントについては記載していないため、留意すること

		イベント名	主催	対象	日時
文化スポーツ振興課	1	プロテニスコーチによるテニスレッスン	名護市スポーツ協会	市内小中学生	11月～2月を予定
	2	パラアスリート講演会	名護市スポーツ協会	市内小学生	時期未定
	3	ツール・ド・おきなわ一輪車大会	ツール・ド・おきなわ協会	小中学生	11月8日
	4	名護あけみおウオーク2025	名護地域ウオーク実行委員会	だれでも参加可能	12月14日
	5	チャレンジRUN2026	名護ハーフマラソン実行委員会	だれでも参加可能	1月18日
	6	親子健康空手道セミナー	名護市スポーツ協会	市内小学生と保護者	2月8日
健康増進課	7	集団健診・がん健診	健康増進課	名護市内在住16歳以上	7月から1月
	8	婦人がん集団健診	健康増進課	名護市内在住20歳以上	7月から2月
	9	乳幼児健康診査	健康増進課	名護市在住1歳6か月、3歳児	4月から3月
	10	7か月（離乳食）児交流会	健康増進課	4～6か月乳児	9月から3月
	11	プレパパママ交流会	健康増進課	初産婦とパパ（パートナー）	8月から2月
	12	市民ほっと健康相談	健康増進課	子育て、妊娠、出産、健康維持等の悩みを持つ方	4月から3月（毎週月曜）

観光課	13	ツール・ド・おきなわ	ツール・ド・おきなわ協会	だれでも参加可能	11月8日 11月9日
	14	プロ選手によるサッカー教室	観光課	市内小中学生	1月中旬から下旬
	15	プロ野球選手による野球教室	観光課	市内小学生 (野球クラブ)	2月中旬頃 予定